

各位

伊豆箱根バス株式会社

伊豆箱根トラベル「ギフト旅行券」のご利用について

平素より伊豆箱根トラベルをお引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。伊豆箱根鉄道発行の伊豆箱根トラベル「ギフト旅行券」のご利用について下記のとおりご案内いたします。

記

「ギフト旅行券」について

(1) ご利用できるもの

- ① 伊豆箱根バス 募集型企画旅行 『特選』バス旅 ご旅行代金
- ② 伊豆箱根バス株式会社が取り扱う受注型企画旅行・手配旅行代金・貸切バス代金
- ③ 他社パッケージツアー・お土産カタログの支払い
- ④ 弊社と契約がある施設（要お問合せください）

（但し直接現地での支払いが出来兼ねますので当社にてご予約・お支払いをお願い致します。）

(2) ご注意事項

- ① 千円未満の釣銭はお支払いできませんが、千円単位の釣銭は、ギフト旅行券でお返しいたします。
例1 10,000円券で旅行などの代金が6,980円の場合
釣銭は3,000円のギフト旅行券になります。
例2 10,000円券で旅行などの代金が6,480円の場合
6,000円分はギフト券、端数480円の支払いにて
釣銭は4,000円のギフト旅行券になります。
- ② 「ギフト旅行券」そのものの換金はできません。
- ③ 定期券・回数券・乗車券の購入、JR券の購入には利用になれません。

(3) お問合せ先

伊豆箱根バス株式会社 下記までお問合せください。

・本社旅行センター

営業時間 8:30～17:30（土・日・祝休）

TEL 055-977-0012

・神奈川旅行センター

営業時間 9:00～18:00（土・日・祝休）

TEL 0465-23-0266

・沼津駅前案内所

営業時間 10:00～18:00（木・日休）

TEL 055-952-1800

以上